

【SKY PARK JAPANご利用規約】

当パークをご利用される方は下記の事項を守り、安全に飛行を行ってください。

1. パークコース内での、同時最大飛行可能台数は5台までとなります。
2. 関係法令及び関係条例に基づく規則などの規約を遵守してください。
3. 発信電波は日本国内の認定（総務省に登録した登録証明機関において、技術基準適合証明や工事設計認証を取得したもの、かつ一般社団法人日本ラジコン電波安全協会の基準規格適合証明書のシールが貼られたもの）を受けたものに限ります。
4. 飛行する時は必ず目視できる範囲内で飛行してください、目視外飛行をする場合は国土交通省発行の目視外飛行承認、許可証を持参して下さい。
5. 機体を持込で利用の場合は、必ずラジコン保険に加入してください、若しくはそれに相当する第三者賠償責任保険に加入してください。
6. 飛行可能空域はスキー場整備区域のみです。また地表より高度150m以上の飛行は禁止です。
7. 安全及び騒音防止の為、エンジン付き飛行機及びヘリコプターの飛行は禁止です。
8. 当パークを使用中に発生した事故につきましては、使用者が一切の責を負います。
9. 当パーク内の建造物等を痛めた場合、損害賠償の対象となります。
10. 使用者は使用終了時にすべてのゴミ、タバコの吸い殻等のごみ清掃を行い、ゴミは指定の場所をお願いします。

附則

本使用規約は、平成30年6月1日から施行いたします。